

資料編

町の社会的・地理的特徴

図1 地形 (P 4 関係)

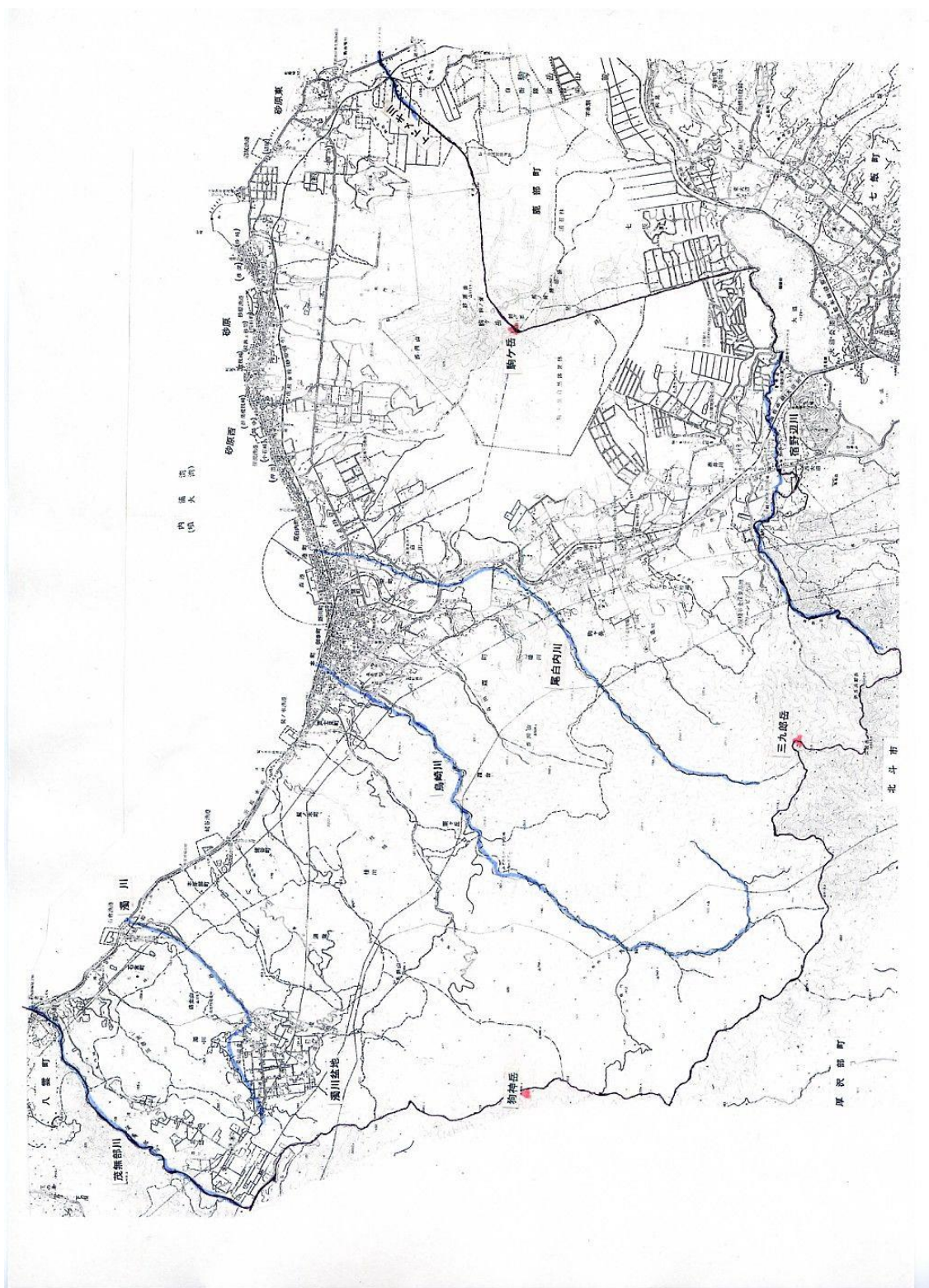


図2 道路の位置等 (P 7 関係)

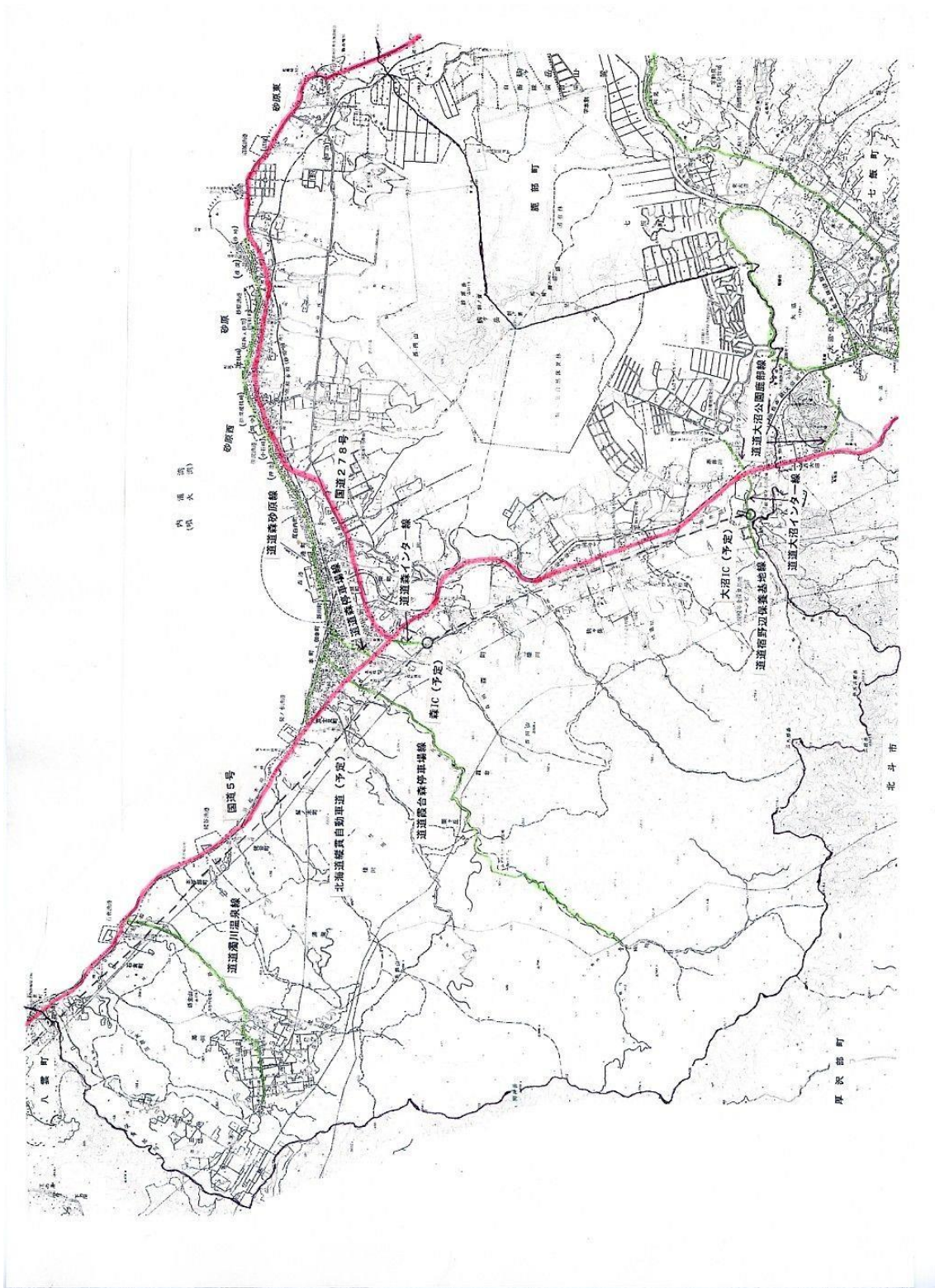
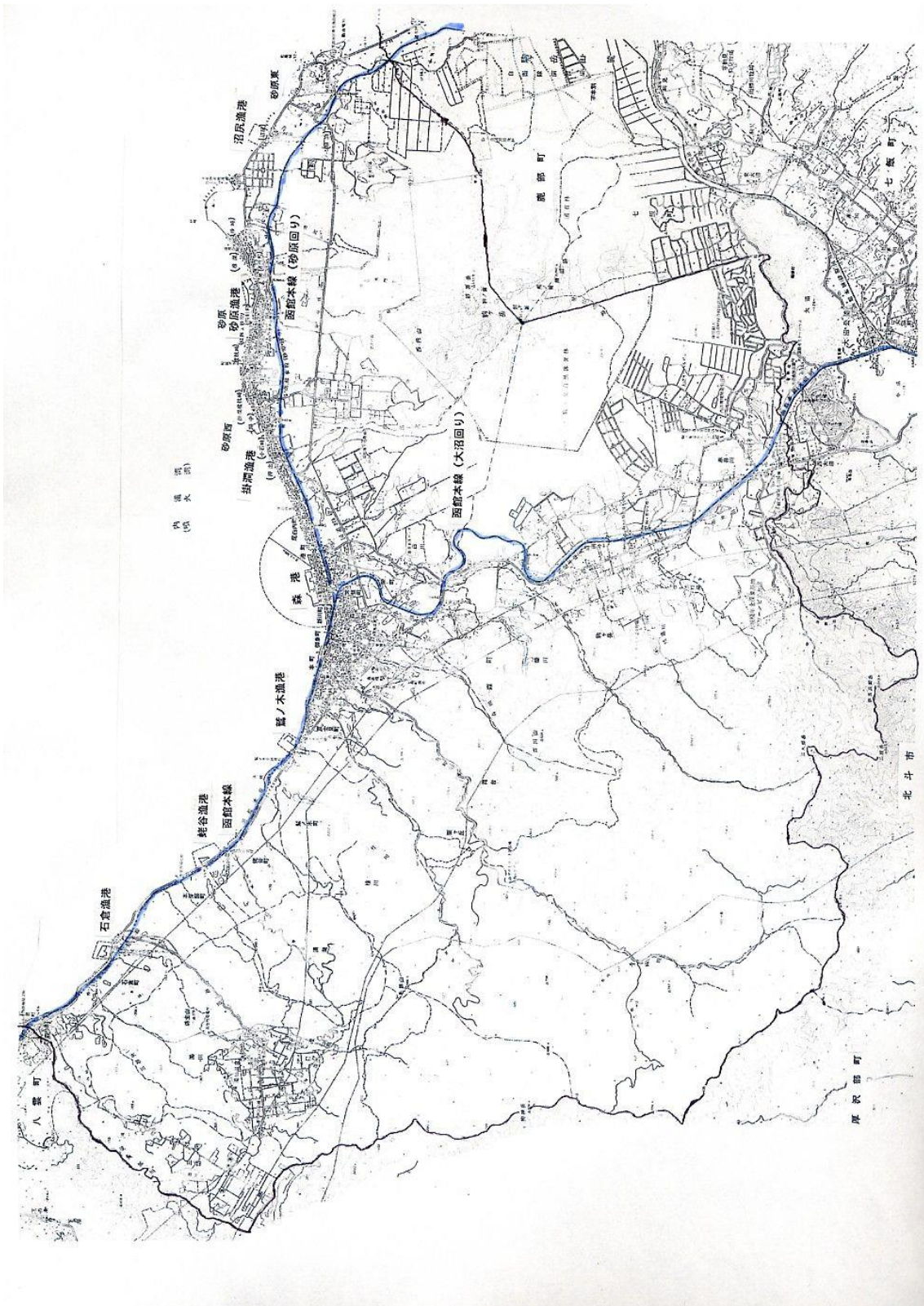


図3 鉄道、港湾の位置等 (P 8 関係)



関係機関連絡先（国民保護協議会委員所属機関等）

関係機関	所在地	電話
函館開発建設部 八雲道路事務所	〒049-3105 二海郡八雲町東雲町23	0137-63-3153
第一管区海上保安本部 函館海上保安部	〒040-0061 函館市海岸町24-4	0138-42-1118
陸上自衛隊 第11師団 第28普通科連隊	〒042-0934 函館市広野町6-18	0138-51-9171
自衛隊函館地方協力本部	〒042-0934 函館市広野町6-26	0138-53-6241
自衛隊函館地方協力本部 八雲地域事務所	〒049-3112 二海郡八雲町末広町111-2	0137-62-2692
北海道庁(総務部危機対策局)	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
北海道渡島総合振興局 地域振興部地域政策課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9000
北海道渡島総合振興局 保健環境部森地域保健支所	〒049-2311 茅部郡森町字上台町330	01374-2-2323
北海道函館土木現業所 八雲出張所	〒049-3123 二海郡八雲町立岩83-1	0137-63-3111
北海道警察 函館方面森警察署	〒049-2311 茅部郡森町字上台町299-1	01374-2-0110
東日本電信電話株式会社 北海道支社 (代理機関) 株式会社NTT東日本-北海道 函館支店	〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 〒040-0036 函館市東雲町14-8	0138-21-2011
北海道旅客鉄道株式会社 森駅	〒049-2325 茅部郡森町字本町	01374-2-2079
北海道電力株式会社 函館支店	〒040-0033 函館市千歳町25-15	0138-22-4111
函館バス株式会社 森出張所	〒049-2326 茅部郡森町字御幸町30-2	01374-2-2230

基本用語の説明

町国民保護計画で使用する主な用語の意義について説明する。
この計画における主な用語は、次のとおりとする。

	用語	説明
き	基本指針 (1 ページ)	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
	緊急処理事態 (1 ページ)	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
く	国の対策本部 (36 ページ)	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部をいう。
	国の対策本部長 (36 ページ)	事態対処法に基づく国の対策本部の長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
こ	国民保護計画 (1 ページ)	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
	国民保護協議会 (1 ページ)	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
	国民保護業務計画 (14 ページ)	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
	国民の保護のための措置 (1 ページ)	武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。 (例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等)
さ	災害対策基本法 (28 ページ)	国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

	用語	説明
し	自主防災組織 (2 ページ)	災害の発生・拡大(特に大規模災害時)による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
	事態認定 (12 ページ)	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
	市町村対策本部 (22 ページ)	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
	市町村対策本部長 (22 ページ)	市町村対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
	指定行政機関 (31 ページ)	事態対処法及び武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定める中央行政機関をいう。
	指定地方行政機関 (37 ページ)	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の都道府県機関内地方支分局等をいう。
	指定公共機関 (2 ページ)	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関(日本銀行、日本赤十字社など)又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。
	指定地方公共機関 (2 ページ)	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。
せ	生活関連等施設 (22 ページ)	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
た	対処措置 (56 ページ)	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
ち	地方公共団体 (16 ページ)	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
と	道対策本部 (16 ページ)	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。

	用語	説明
と	道対策本部長 (36ページ)	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
ひ	避難実施要領 (3ページ)	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領。
ふ	武力攻撃 (1ページ)	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
	武力攻撃事態 (1ページ)	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
	武力攻撃事態等 (1ページ)	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	武力攻撃災害 (2ページ)	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	武力攻撃予測 事態 (41ページ)	武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
英 数	NBC攻撃 (3ページ)	核兵器 (Nuclear weapons) 、生物兵器 (Biological weapons) 又は化学兵器 (Chemical weapons) による攻撃をいう。

森町国民保護協議会員

適用法令			所属(役職)
国民保護法第40条第2項(会長)			森町長
国民保護法第40条第4項(委員)	第1号	指定地方行政機関の職員	函館開発建設部八雲道路事務所長
			第一管区海上保安本部 函館海上保安部長
	第2号	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第28普通科連隊長
	第3号	都道府県の職員	北海道渡島総合振興局 地域政策課主幹
			北海道渡島総合振興局函館建設管理部 八雲出張所長
			北海道警察函館方面本部森警察署長
			北海道渡島総合振興局保健環境部 森地域保健支所
	第4号	市町村の町長	森町副町長
	第5号	教育長及び当該市町村区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員	森町教育長
			森町消防長
	第6号	当該市町村の職員	森町砂原支所長
	第7号	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	北海道電力株式会社函館支店長
北海道旅客鉄道株式会社函館駅長			
東日本電信電話株式会社 災害対策室長			
第8号	知識又は経験を有する者	森医交会長	
		函館バス株式会社森出張所長	
		森町建設協会長	
		森町町内会連合会長	
		森町女性団体協議会長	

森町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、森町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。